

暴言・暴力・迷惑行為への対応について

当院は、安全で質の高い医療を行うためには、患者様と医療機関との互いの信頼が大切であると考えます。暴言・暴力・迷惑行為は、当事者と医療関係者との信頼関係を損ないます。暴言・暴力・迷惑行為が発生した場合、当院で働くすべての職員を守るために、組織的対応をします。

以下のような暴言・暴力・迷惑行為があった場合、診療をお断りすることや、退去を命ずる、或いは警察介入を依頼することがあります。予めご了承くださいと共に、ご理解ご協力をお願いいたします。

1. 大声や奇声、暴言または脅迫的な言動により、他の病院利用者や病院職員に迷惑を及ぼすこと（尊厳や人格を傷つけるような行為）
2. 病院利用者及び病院職員に対する暴力行為、もしくはその恐れがある場合
3. 解決しがたい要求を繰り返し行い、病院職員の業務を妨害すること（必要限度を超えて面会や電話等を強要する、何度も同じ要求を繰り返す行動をとる行為等）
4. 病院職員へみだりに接触すること、卑猥な発言などの公然わいせつ行為及びストーカー行為をすること
5. 正当な理由もなく院内に立ち入り、長時間とどまること
6. 医療従事者の指示に従わない行為（飲酒、喫煙、無断離院等）
7. 病院側の上承を得ず撮影や録画をすること
8. 謝罪や謝罪文を強要すること
9. 院内の機器類等の無断使用、持ち出し、または器物破損行為
10. 退院を指示されたにもかかわらず、退院に応じないこと
11. その他、他の病院利用者や病院の迷惑と判断される行為、及び医療に支障をきたす迷惑行為

令和4年8月

JA 静岡厚生連遠州病院 院長

JA 静岡厚生連遠州病院 院内保安委員会